

倫理法・倫理規程セルフチェックシート

(課長補佐級以上職員用③ 解答・解説)

答合わせの際は、それぞれの解説もお読みください。

解説の中で、「法」とは国家公務員倫理法を、「規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

番号	正解	解 説
1	○	職務として利害関係者の事務所や現場などを訪問する際に、周囲の交通事情等から見て相当と認められる場合、業務用の自動車の提供を受けることは、職務を円滑に遂行する上で必要であり、問題がないと認められる程度の便宜供与とすることができます。相当と認められる場合としては、他に公共交通機関がなく利害関係者の車を利用するしかない場合のほか、本問のように、限られた時間で用務を遂行するために自動車での移動が合理的な場合も含まれます。(規程第3条第2項第4号)
2	○	いったん返送したことをもって必要な措置は講じたものと認められるため、規程第3条第1項第1号により禁止されている「利害関係者から物品の贈与を受けること」には該当しません。なお、このような場合には、より透明性を高めるために、事の顛末を倫理監督官(倫理事務担当部局)に報告しておくことが望ましいでしょう。
3	○	規程第3条第1項第2号においては、利害関係者から著しく低い利率で金銭の貸付けを受けることは、たとえそれが業として行われるものであっても禁止されています。しかし、本問においては、金融機関が広く一般を対象として募集を行っており、多数の応募者の中から公正な抽選の結果当選したものであって、公務員であることで有利な取扱いを受けたわけでないことは明らかであることから、国民の疑惑や不信を招くおそれはなく、法の趣旨に照らせば、禁止行為には該当しません。 なお、本問のように、法の趣旨に照らして禁止行為に該当しないと判断するに当たっては、倫理監督官(倫理事務担当者)と十分相談をしてください。
4	○	職員個人としてではなく、業務に有用な資料として、組織として寄贈を受けたことを明確にして受領するのであれば、職員個人と利害関係者との関係を規制する倫理規程上の禁止行為には該当しません。ただし、組織として寄贈されたことを明確にして受領する際でも、当該団体とその国の機関との関係、当該刊行物の業務への有用性等を踏まえて、国民の疑惑や不信を受けるおそれがないかどうか慎重に判断することが求められるでしょう。
5	×	規程第6条においては、補助金等又は国が直接支出する費用等をもって作成される書籍等及び作成数の過半数を当該職員の属する国の機関等において買い入れる書籍等の監修料及び編さん料を受領することは禁止されています。これは、国の経費等により作成される書籍等や国が大量購入する書籍等に係る監修等は、本来、職務として行われるべきものであり、職員が監修等に対する報酬を得ることは公金の還流であるとの社会的批判を受けて設けられた規制であり、監修等の作業を行うのが勤務時間中であるか否かは問いません。

6	○	<p>規程第7条第3項においては、課長等の管理者が部下職員が法に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実がある場合には、これを黙認してはならないこととされています。本問のように、たとえ後で対処しようと思っていたとしても、投書があったにもかかわらず、1月間も何の対応もとらずに放置していた場合には、同項違反を問われる可能性が高いといえます。なお、「黙認」とは何の対応もとらないことをいい、倫理監督官に報告した場合などは、「黙認」には当たりません。</p>
7	○	<p>規程第9条第1項においては、職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演等を使用とする場合には、あらかじめ倫理監督官の承認を得なければならない旨定められており、報酬を受けない場合には、同項の規定は適用されません。</p>
8	×	<p>本省課長補佐級以上の職員が、利害関係者に該当するか否かにかかわらず事業者等から5,000円を超える供応接待を受けた場合には、それが規程の禁止行為に該当しない「多数の者が出席する立食パーティー」におけるものであっても、贈与等報告書の提出が必要です。(法第6条第1項)</p>
9	○	<p>本省課長補佐級以上の職員が法第6条第1項に定める要件に該当したにもかかわらず提出期限までに贈与等報告書を提出しなかった場合には、同項違反として懲戒処分の対象となります。</p> <p>人事院規則22-1(倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準)においては、各種報告書等を提出しなかった場合の処分量定は「戒告」、虚偽の事項を記載した各種報告書等を提出した場合の処分量定は「減給又は戒告」とされています。</p>
10	×	<p>法第8条第1項においては、本省審議官級以上の職員は、所得等報告書を毎年提出しなければならないこととされており、報告の対象となる所得には給与所得も含まれることとされています。</p>